

**4月から、従業員 500 人以下の企業（中小企業）でも
厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がりました
（労使合意に基づく適用拡大）**

平成 29 年 4 月から、従業員 500 人以下の企業に勤める短時間労働者の方も、労使で合意すれば社会保険が適用されるようになりました。

厚生労働省では、社会保険の適用拡大についての専用ページを設け、社会保険加入のメリットなどの解説のほか、短時間労働者の方々への説明にもご活用いただけるリーフレットを公開しています。

【社会保険の適用拡大とは】

これまでは、週 30 時間以上働く方などが、厚生年金保険・健康保険の加入対象でしたが、昨年 10 月からは、従業員 501 人以上の企業で、週 20 時間以上働くなど一定の要件を満たす短時間労働者の方々にも対象が広がりました。さらに今年 4 月からは、従業員 500 人以下の企業であっても、労使で合意すれば、短時間労働者の方々も厚生年金保険・健康保険に加入できるようになり、これまでより厚い保障を受けることができるようになりました。